

新ごみ処理施設建設候補地選定評価結果報告書

令和４年１２月

高島市ごみ処理施設建設検討委員会

目 次

1. はじめに.....	1
2. 建設候補地の選定.....	2
2.1 新ごみ処理施設の整備方針.....	2
2.2 施設整備規模.....	2
2.3 選定した候補地.....	3
3. 建設候補地の選定.....	5
3.1 高島市ごみ処理施設建設検討委員会の流れ.....	5
3.2 資格判定審査結果（1次審査）.....	6
4. 相対比較・評価結果（2次審査）.....	7
4.1 相対比較・評価結果について（2次審査）.....	7
4.2 評価結果一覧表（2次審査）.....	9
【資料編】.....	14
資料1 高島市ごみ処理施設建設検討委員会規則.....	14
資料2 高島市ごみ処理施設建設検討委員会 委員名簿.....	16
資料3 高島市ごみ処理施設建設検討委員会 開催経過.....	16
資料4 高島市ごみ処理施設の建設等について（諮問）.....	17
資料5 高島市ごみ処理施設建設検討委員会 議事概要.....	18

1. はじめに

現高島市環境センターは、竣工後19年目を迎え、平成30年2月末には焼却施設であるガス化溶融炉が休止され、平成30年3月からはごみ積替施設として運営されています。そして、新ごみ処理施設が整備されるまでの暫定措置として、市内の燃やせるごみの処理は、県外の民間業者へ委託されています。

また、平成27年度には「高島市環境センターの在り方について」の議論がなされ、近隣市町との広域処理が望ましいとの結論を得ました。これを踏まえ、近隣市町との広域化が鋭意検討されましたが、条件が整わずに断念に至りました。

平成29年6月には、市単独で環境センター後継処理施設を移転新設することが表明されました。以降、平成30年度および令和3年度と2度にわたり建設候補地の公募による選定を実施して来ましたが、いずれも事業着手には至りませんでした。

その後においては、市が主体となって選定作業が進められ、その結果、地元区および全ての土地所有者から同意が得られたことから、「安曇川町田中地先(泰山寺区)」が建設候補地として選定されました。当委員会では、当該候補地に関する意見を求められたことから、2回の会議を開催し、既往の審査基準を踏襲して慎重に検討・審査を行い、結果をとりまとめましたので、報告いたします。

令和4年12月20日

高島市ごみ処理施設建設検討委員会
委員長 樋口能士

2. 建設候補地の選定

ごみ処理施設は都市計画法に位置付けられた都市施設であり、市民の生活に欠かすことのできない施設であるだけでなく、近年では地域防災拠点としての活用など、街づくりに重要な施設であると考えます。

新ごみ処理施設建設候補地の選定にあたっては、過去に2度、公募方式を採用しましたが、2度にわたり建設候補地の選定を断念したことから、市主体による選定を採用することとし、すべての区・自治会を対象といたしました。

2.1 新ごみ処理施設の整備方針

- 安全・安心かつ安定的に処理が可能な施設
安全性・信頼性の高いシステムを選定し、安心かつ安定した処理ができるとともに、災害発生時にも安定的な処理が継続できる強靱性と災害時に発生する廃棄物の処理が可能な施設とします。
- 環境に配慮した施設
最新の公害防止基準を導入し、周辺環境への負担を低減するとともに、ごみの処理で発生したエネルギーを効率的に回収利用できる施設とします。
- 地域に貢献し、親しまれる施設
施設見学や環境学習等を通じ、市民が気軽に来場できる施設とするとともに、災害発生時には地域の防災拠点として貢献できる施設とします。
- 経済性に優れた施設
将来の設備機器の延命化も視野に入れ、発注方式や管理・運営での選定により、建設費を含めライフサイクルコストの縮減に努める施設とします。

2.2 施設整備規模

- ごみ焼却施設 施設規模(t/日)：約52t/日※
- リサイクル施設 施設規模(t/日)：約6t/日※
- 敷地面積 約4.3ha

※処理能力は、令和4～5年度に施設整備基本計画を策定し、見直します。

2.3 選定した候補地

地先：安曇川町田中地先（泰山寺区） 面積：43,250.61m²

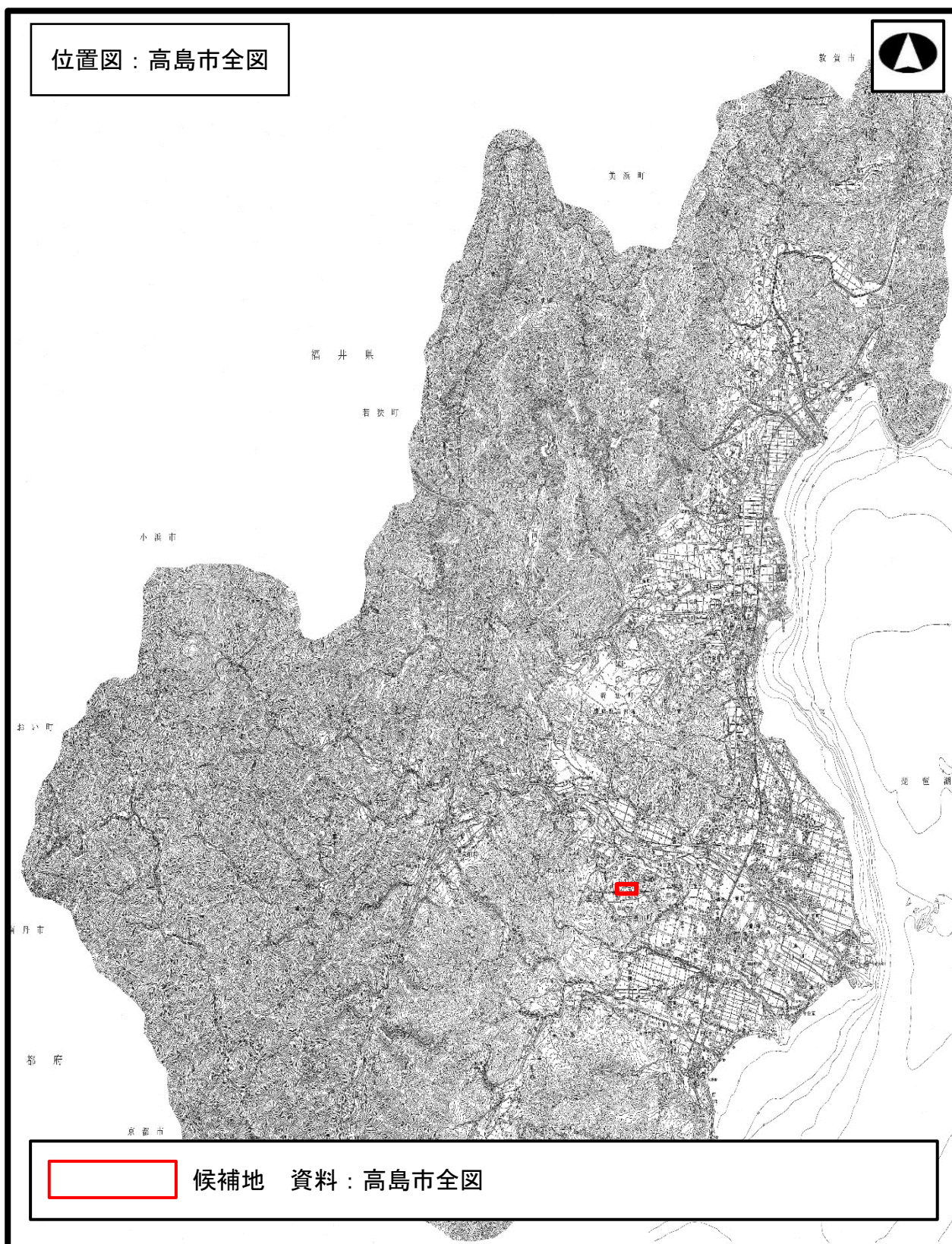


図2-1 応募地の位置

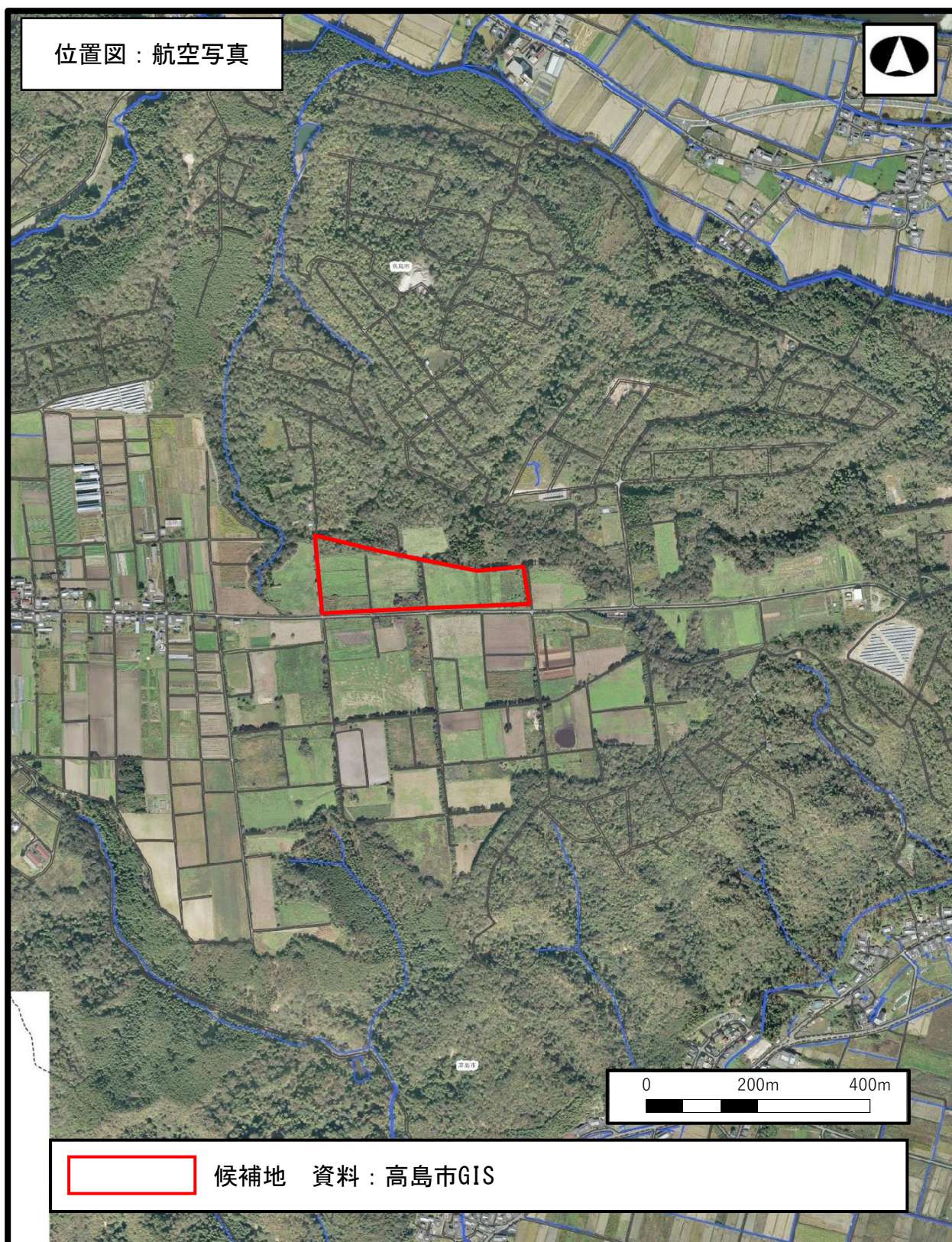


図2-2 候補地の位置（泰山寺区）

3. 建設候補地の選定

3.1 高島市ごみ処理施設建設検討委員会の流れ

高島市ごみ処理施設建設検討委員会の流れを表3-1に示します。

表3-1 高島市ごみ処理施設建設検討委員会の流れ

候補地選定までの流れ	開催回	主な審議内容	開催時期	委員会 公開 非公開
現地視察	第6回	・建設検討委員会への諮問 ・評価資料の確認 ・泰山寺区の周辺・自治会説明会の状況 ・現地視察 ・評価検討、意見交換	令和4年 11月6日	公開
審査結果報告	第7回	・総評 ・市長に答申	令和4年 12月20日	公開

3.2 資格判定審査結果（1次審査）

候補地について、審査基準に基づく審査を行った結果、すべての審査基準に適合し、資格判定結果を「適」とします。

建設候補地の資格判定基準結果を表3-2に示します。

表3-2 資格判定基準結果

資格判定基準項目	審査基準	候補地
		泰山寺区
①施設整備に必要な面積が確保できていること。	・概ね3.0haの建設応募用地にて各施設の配置が可能であること。	適
②他の事業計画がないこと。	・道路改良等の他の公共事業の計画がないこと。	適
③右記の地域に指定されていないこと。	河川区域	適
	砂防指定地	適
	急傾斜地崩壊危険区域	適
	土砂災害特別警戒区域	適
	地すべり防止区域	適
	国有林	適
	保安林	適
	自然公園特別地域	適
	鳥獣特別保護地区	適
	指定文化財（史跡名勝天然記念物）	適

- ・河川区域：河川法
- ・砂防指定地：砂防法
- ・急傾斜地崩壊危険区域：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ・土砂災害特別警戒区域：土砂災害防止法
- ・地すべり防止区域：地すべり等防止法
- ・保安林：森林法
- ・自然公園特別地域：自然公園法
- ・鳥獣特別保護地区：鳥獣保護及び狩猟に関する法律
- ・指定文化財（史跡名勝天然記念物）：文化財保護法

4. 相対比較・評価結果（２次審査）

4.1 相対比較・評価結果について（２次審査）

高島市新ごみ処理施設建設候補地の選定に際しては、市が主体的に選定した「安曇川町田中地先（泰山寺区）」について、前回の評価項目に基づき、応募のあった棕川区・保坂区、棕川区、平ヶ崎区の３ヶ所の応募地を参考として、「安全・安心かつ安定的に処理が可能な施設」、「環境に配慮した施設」、「経済性に優れた施設」、「地域に貢献し、親しまれる施設」の４つの視点から審査を行いました。

点数が大きく差の付いた部分は、「③経済性に優れた施設」であり、候補地は、応募地１・応募地２・応募地３に比べ施設整備関連費用が安価であり、点数に差が出ました。

その結果、参考値であるが、４ヶ所の応募地に対する評価結果はそれぞれ、91.2点（棕川区・保坂区）、96.1点（棕川区）、108.1点（平ヶ崎区）、126.9点（泰山寺区）でした。

なお、過去の候補地選定では、水害リスクと活断層からの距離の要審議事項を理由として候補地に至りませんでした。今回の候補地である泰山寺区は、これまでのような災害リスク等の懸念事項が比較的低く、建設候補地として適地であるという結論に至りました。

高島市新ごみ処理施設建設候補地評価表

評価視点	地 区 名			
	候補地 泰山寺区	参 考		
		応募地1 棕川区・保坂区	応募地2 棕川区	応募地3 平ヶ崎区
①安全・安心かつ安定的に処理が可能な施設 (48点満点)	41.0点	32.1点	34.0点	41.5点
②環境に配慮した施設 (32点満点)	27.6点	27.9点	30.9点	20.9点
③経済性に優れた施設 (40点満点)	37.4点	9.6点	11.7点	28.1点
④地域に貢献し、親しまれる施設 (24点満点)	20.9点	21.6点	19.5点	17.6点
評価結果 (144点満点)	126.9点	91.2点	96.1点	108.1点
要審議項目	問題なし	【地盤の揺れの観点】 ・いずれの応募地もN値50以上※の基盤が浅い位置にあるため、地盤条件は良い。 - また建築基準法に基づいた設計を行うことで、近隣の活断層の影響を包含した設計が可能であると考えられる。 【地盤のズレの観点】 ・活断層の変位の影響については、活断層が近接である場合、施設整備はリスクが高く、施設整備には慎重に判断する必要がある。 ※N値は地盤の固さを示す指標であり、N値が大きいほど固い地盤であることを示す。N値50以上の地盤は建築物を支えることができる十分な固さである地盤になる。		
総合評価	適	不適	不適	不適

4.2 評価結果一覧表（2次審査）

評価結果一覧表

評価視点	No.	評価項目	評価基準および配点	調査結果				評価指標	配点
				選定地	公募地1	公募地2	公募地3		
				泰山寺区	椋川区・保坂区	椋川区	平ヶ崎区		
①安全・安心かつ安定的に処理可能な施設	1-1	土砂災害	各区域に該当しない方を優れていると評価する。（土砂災害共通） ●：該当なし ○：1項目該当 □：2～3項目該当 △：4項目以上該当	なし	なし	なし	なし	地すべり危険箇所	4
				なし	なし	なし	なし	急傾斜地崩壊危険箇所	
				なし	なし	なし	なし	土石流危険渓流	
				なし	なし	なし	なし	土砂災害警戒区域（指定済）（土石流）	
				なし	なし	なし	なし	土砂災害警戒区域（指定済）（急傾斜地の崩壊）	
				なし	なし	なし	なし	土砂災害警戒区域（指定済）（地すべり）	
				なし	なし	なし	なし	土砂災害警戒区域（指定前）（急傾斜地に崩壊）	
				なし	なし	なし	なし	雪崩危険箇所	
	1-2	地震災害	液状化しにくい方、軟弱地盤でない方を優れていると評価する。 ●：PL＝0（液状化発生の可能性はない） ○：0＜PL＜5（液状化発生の可能性が低い） □：5≦PL＜15（液状化発生の可能性がある） △：15≦PL（液状化発生の可能性が高い）	PL＝0	PL＝0	PL＝0	PL＝0 （PL＝5以上が該当する箇所があるが周辺の水田を含むためである。）	液状化指数（PL値）	4
	1-3		最大想定震度が小さい方を優れていると評価する。 ●：震度5強以下 ○：震度6弱 □：震度6強 △：震度7	震度6強	震度6弱	震度6弱	震度6強	最大想定震度	4
	1-4		活断層からの距離が遠い方を優れていると評価する ●：活断層から6km以上離れている ○：活断層が2km以上、6km未満に存在する □：活断層が1km以上、2km未満に存在する △：活断層が1km未満に存在する ※要審議：明らかに活断層直上に位置する場合や個別の懸念が指摘された場合など	琵琶湖西岸断層□	花折断層△	花折断層△	琵琶湖西岸断層△	活断層からの距離	4
	1-5	水害	浸水想定が小さい方を優れていると評価する。 ●：該当なし、またはデータなし ○：0.1～1.0m未満 □：1.0～2.0m未満 △：2.0m以上 ※要審議：浸水深が3m以上の場合や個別の懸念が指摘された場合など	なし	なし	なし	なし （浸水深1m以上が該当する箇所があるが既存調整池及び水路の範囲である。）	浸水想定区域	8
	1-6	河川法	河川保全区域に指定されていない方を優れていると評価する。 ●：指定なし ○：－ □：－ △：河川保全区域	指定なし	指定なし	指定なし	指定なし	河川保全区域	4
	1-7	農振法	農振法に基づく規制区域に指定されていない方を優れていると評価する。 ●：指定なし ○：農業振興地域（白地） □：農用地区域（青地）で圃場整備がされていない △：農用地区域（青地）で圃場整備がされている	農業振興地域 農用地区域	農業振興地域	指定なし	農業振興地域	農業振興地域（農用地区域）	4
	1-8	土地の状況	焼却施設40m×70m、リサイクル施設30m×60mの2棟の配置と構内の動線の確保が容易である方を優れていると評価する。 ●：配置可能 ○：－ □：－ △：配置に制約あり	配置可能である（評価結果 参考資料参照）	配置に制約あり（評価結果 参考資料参照）	配置に制約あり（評価結果 参考資料参照）	配置可能である（評価結果 参考資料参照）	土地の形状	4
	1-9		鉄塔や送電線等、施設建設に伴う支障物がない方を優れていると評価する。 ●：支障物なし ○：支障物はあるが、施設配置に影響なし □：支障物があり、施設配置に一部影響あり △：支障物があり、施設配置に影響あり ※要審議：施設配置が困難な場合など 【検討委員評価項目】	樹林があるが、それ以外は特に見当たらず	既存施設あり 鉄塔移設が必要。	樹林があるが、それ以外は特に見当たらず	既存施設があるが、施設建設に支障なし	支障物の有無	4
	1-10		搬入ルートの確保	周辺道路の災害リスクがない方を優れていると評価する。 ●：リスクなし ○：迂回路があり、遠方にならない □：迂回路はあるが、遠方になる △：リスクあり（災害による過去の通行止めの発生状況等） 【検討委員評価項目】	周辺道路の災害リスクは想定されるが、迂回路があり遠方にならない。	周辺道路の災害リスクがある。	周辺道路の災害リスクがある。	周辺道路の災害リスクは想定されるが、迂回路があり遠方にならない。	搬入道路の安定的利用
小計									48

評価結果				採点結果			
選定地	公募地1	公募地2	公募地3	選定地	公募地1	公募地2	公募地3
泰山寺区	椋川区・保坂区	椋川区	平ヶ崎区	泰山寺区	椋川区・保坂区	椋川区	平ヶ崎区
◎	◎	◎	◎	4	4	4	4
◎	◎	◎	◎	4	4	4	4
□	○	○	□	2	3	3	2
□	△	△	△	2	1	1	1
◎	◎	◎	◎	8	8	8	8
◎	◎	◎	◎	4	4	4	4
□	○	◎	○	2	3	4	3
◎	△	△	◎	4	1	1	4
－	－	－	－	4	2.1	3.0	4.0
－	－	－	－	7.0	2.0	2.0	7.5
				41	32.1	34	41.5

評価結果一覧表

評価視点	No.	評価項目	評価基準および配点	調査結果				評価指標	配点
				選定地	公募地1	公募地2	公募地3		
				泰山寺区	棕川区・保坂区	棕川区	平ヶ崎区		
②環境に配慮した施設	2-1	最寄りの住宅・教育・医療・福祉施設までの距離	敷地境界から最寄りの住宅までの直線距離が遠い方を優れていると評価する。〔総則 計画標準（案）旧建設省通達 昭和35年〕 ◎：300m以上 ○：100m以上300m未満 □：30m以上100m未満 △：30m未満	敷地境界から300m以内に住宅がある。	敷地境界から300m範囲内に住宅なし	敷地境界から300m範囲内に住宅なし	敷地境界から30m以内に住宅がある。	住宅との距離	4
	2-2		敷地境界から最寄りの施設までの直線距離が遠い方を優れていると評価する。〔総則 計画標準（案）旧建設省通達 昭和35年〕 ◎：300m以上 ○：100m以上300m未満 □：30m以上100m未満 △：30m未満	敷地境界から300m範囲内に施設なし	敷地境界から300m範囲内に施設なし	敷地境界から300m範囲内に施設なし	100m以上300m以内に施設がある。	教育・医療・福祉施設との距離	4
	2-3	道路	周辺道路が混雑していない方を優れていると評価する。 ◎：混雑度1.00未満 ○：混雑度1.00以上1.25未満 □：混雑度1.25以上1.50未満 △：混雑度1.50以上	混雑度0.30 (地点62260)	混雑度0.61 (地点11061)	混雑度0.61 (地点11061)	混雑度0.99 (地点10450)	周辺道路の混雑度	4
	2-4	景観	市全域が景観計画区域となっているが、景観形成推進区域に該当しない方を優れていると評価する。 ◎：規制区域外 ○：規制区域外であるが、景観に一部影響あり □：規制区域外であるが、景観に影響あり △：規制区域 【検討委員評価項目】	区域外	区域外	区域外	区域外	景観形成推進区域	4
	2-5	自然環境	区域に該当しない方を優れていると評価する。 ◎：該当なし ○：1項目該当 □：2項目該当 △：3項目以上該当	なし	なし	なし	なし	自然公園区域（普通地域）	4
				なし	なし	なし	なし	都市公園・緑地	
				なし	なし	なし	なし	鳥獣保護区	
				なし	一部	区域内	一部	地域森林計画対象民有林	
	2-6	公害規制	区域に該当しない方を優れていると評価する。 ◎：該当なし ○：1項目該当 □：2項目該当 △：3項目該当	区域内	区域外	区域外	区域内	都市計画区域（用途地域）	4
				第2種区域	区域外	区域外	第2種区域	騒音規制区域	
				第1種区域	区域外	区域外	第1種区域	振動規制区域	
	2-7	土壌汚染	廃棄物埋設又は土壌汚染のおそれ低いほうを高い評価とする。 ◎：廃棄物埋設又は土壌汚染のおそれが低い ○：－ □：－ △：廃棄物埋設又は土壌汚染のおそれ高い ※要審議：廃棄物埋設が確定であり、対策に時間を要するなど	高島市内に土壌汚染対策法に基づく区域の指定はない。 ただし、施設建設にあたっては地歴調査を実施することとなり、現環境センターについては、地歴調査の結果、現有施設の稼働があるため、土壌汚染調査による確認が必要となる。				地歴調査	4
	2-8	文化財	該当しない方を優れていると評価する。 ◎：該当なし ○：－ □：－ △：埋蔵文化財包蔵地に該当する ※要審議：発掘調査等に大幅な時間を要する場合など	なし	なし	なし	あり (古墳群が位置し、事前に調査及び状況写真の撮影が必要だが、すでに調査は実施済みである。)	埋蔵文化財包蔵地	4
小計									32

評価結果				採点結果			
選定地	公募地 1	公募地 2	公募地 3	選定地	公募地 1	公募地 2	公募地 3
泰山寺区	棕川区・保坂区	棕川区	平ヶ崎区	泰山寺区	棕川区・保坂区	棕川区	平ヶ崎区
○	◎	◎	△	3	4	4	1
◎	◎	◎	○	4	4	4	3
◎	◎	◎	◎	4	4	4	4
－	－	－	－	3.6	3.9	3.9	3.9
◎	○	○	○	4	3	3	3
△	◎	◎	△	1	4	4	1
◎	△	◎	◎	4	1	4	4
◎	◎	◎	△	4	4	4	1
				27.6	27.9	30.9	20.9

評価結果一覧表

評価視点	No.	評価項目	評価基準および配点	調査結果				評価指標	配点
				選定地	公募地1	公募地2	公募地3		
				泰山寺区	椋川区・保坂区	椋川区	平ヶ崎区		
③経済性に優れた施設	3-1	用地取得費	費用が少ない方を優れていると評価する。 トータルコスト（用地取得費＋造成工事費＋アクセス道路整備費＋用水確保に要する費用）を評価する。 最低事業費／対象事業費×配点 ※要審査：整備が大規模になり、時間と費用を要するなど 【相対評価項目】	198,087,793円	0	60,702,000円	762,506,000円	用地取得費	28
		造成工事費		455,892,800円	2,649,597,500円	1,917,921,610円	34,800,000円	造成工事費	
		搬入道路整備費		2車線道路（5.5m以上の幅員）が隣接しており、新たな搬入道路は想定しない。	2車線道路（5.5m以上の幅員）が隣接しており、新たな搬入道路は想定しない。	2車線道路（5.5m以上の幅員）が隣接しており、新たな搬入道路は想定しない。	2車線道路（5.5m以上の幅員）が隣接していないが、約4m程度の道路が隣接しており、一方通行、左折イン・左折アウトとして搬出入が可能。そのため、新たな搬入道路の想定はしない。	アクセス道路整備	
		用水確保費		14,154,000円	20,380,000円	27,240,000円	14,000,000円	用水確保に要する費用	
		施設整備関連費用		470,046,800円	2,676,357,500円	2,005,863,610円	811,306,000円	用地取得費、造成工事費、アクセス道路整備、用水確保に要する費用【合計】	
	3-2	収集運搬コスト（人口重心からの距離）	公表されている最新の国勢調査結果による人口重心（＝ごみ排出量重心）からの道路距離が近い方を、優れていると評価する。 最短距離／対象距離×配点 【相対評価項目】	9.1km	16.3km	16.3km	6.6km	収集運搬コスト	8
	3-3	施工容易性・安全性	施工性や安全性を維持するために、付加的な費用が生じるかを評価する。 ◎：特になし ○：工事の施工性や安全性には問題はないが、一部で付加的な費用が必要であり、経費が安い □：工事の施工性や安全性が低く、付加的な費用が必要であるが、経費が安い △：工事の施工性や安全性が低く、付加的な費用が必要であり、経費が高い 【検討委員評価項目】	特になし	鉄塔の移設が必要。既存施設ごみ収集車両及び一般のごみ持込と出入口が重なる。	急な傾斜での施工となり安全対策が必要。	埋蔵文化財の事前調査は実施済みであり、特に追加調査は必要ない。	施工容易性・安全性	4
小計									40

評価結果				採点結果			
選定地	公募地1	公募地2	公募地3	選定地	公募地1	公募地2	公募地3
泰山寺区	椋川区・保坂区	椋川区	平ヶ崎区	泰山寺区	椋川区・保坂区	椋川区	平ヶ崎区
－	－	－	－	28	4.9	6.6	16.2
－	－	－	－	5.8	3.2	3.2	8
－	－	－	－	3.6	1.5	1.9	3.9
				37.4	9.6	11.7	28.1

④地域に貢献し、親しまれる施設	4-1	用地取得の実現性	総会議決における賛成者の割合が高い方を優れていると評価する。 ◎：100% ○：90%以上100%未満 □：80%以上90%未満 △：80%未満	100%	100%	100%	91%	区・自治会内の合意形成	12
	4-2	周辺地域の状況	敷地境界から応募自治会の隣接自治会との境界までの直線距離が遠い方を優れていると評価する。 ◎：500m以上 ○：300m以上500m未満 □：100m以上300m未満 △：100m未満	敷地境界から100m未満	敷地境界から300m以上500m未満	敷地境界から100m未満	敷地境界から100m未満	隣接区・自治会との距離	4
	4-3		搬入道路と周辺自治会の位置関係を確認し評価する。 （搬入道路が不要・必要は経済性でみている。） ◎：搬入道路不要、または搬入道路が必要で応募自治会内を通過 ○：搬入道路が必要で、隣接1自治会を通過 □：搬入道路が必要で、隣接2自治会を通過 △：搬入道路が必要で、隣接3自治会以上を通過	搬入道路不要	搬入道路不要	搬入道路不要	搬入道路不要	搬入道路の整備	4
	4-4	地域振興	地域振興策の活用方法、エネルギーの活用方法について、地域活性化に資するかどうか、また、応募区・自治会のごみ処理に対する理解度・協力度について、評価を行う。 【検討委員評価項目】	応募申請書参照				地域振興策・エネルギーの活用体制、ごみ処理に対する理解度、協力度	4
小計									24
総合評価	5	多面的評価	建設検討委員会にて災害リスク等の懸案事項について、専門家による知見も含め建設候補地の適否を評価する。					安全安心、環境保全性、経済性、実現性、地域貢献	適・否
合計									144

26項目 絶対評価18項目 配点84点

予め定めた評価基準により評価する項目、地域指定の有無など定性的な項目

相対評価2項目 配点36点

各応募地が応募地全体集団の中でどの位置にあるかを比較して評価する項目、距離や金額など数値化する定量的な項目

委員評価6項目 配点24点

委員に評価していただく項目

◎	◎	◎	○	12	12	12	9
△	○	△	△	1	3	1	1
◎	◎	◎	◎	4	4	4	4
－	－	－	－	3.9	2.6	2.5	3.6
				20.9	21.6	19.5	17.6
－	－	－	－	適	否	否	否
採点	採点	採点	採点	126.9	91.2	96.1	108.1

●候補地：安曇川町泰山寺区



資料：「J-SHIS 地震ハザードステーション」(国立研究開発法人 防災科学技術研究所)より

5. あとがき

地元区の皆様には、畑地の灌漑用水施設や獣害防止柵の改修、また人口減少に直面している集落の存続を考えられ、この度、市の新たなごみ処理施設の候補地を誘致していただきました。市が抱える深刻な課題、そして環境問題へ格別なご理解をいただいたことに、深く敬意を表します。

高島市では、市の責任で実施すべきごみ処理を県外の民間業者に委託するという異例の事態が長期にわたっており、新施設建設には猶予の時間が全くありません。限られた期間でより良い施設を建設するためには、関係する全ての方々が、施設建設を地域振興の好機と捉えて前向きに関与していくことが不可欠です。当該地周辺の住民の方々からは多くの厳しい意見が寄せられましたが、今後は市が主体となって、候補地が所在する自治会のみならず隣接する自治会などからも丁寧に意見を伺い、合意形成へ向けて最大限の努力をしていただきたいと思います。

近年、ごみ処理施設は、防災やエネルギーの拠点として注目されております。一方で当該地には、後世に伝承すべき開拓の歴史や雄大な畑地風景などが残っています。したがって、環境に留意し、景観や風評の悪化を回避しつつこの地に新たなごみ処理施設が建設されることにより、施設の機能が農業振興などに最大限活用され、地域が末長く繁栄することを願ってやみません。

令和4年12月20日

高島市ごみ処理施設建設検討委員会

委員長 樋口能士

【資料編】

資料1 高島市ごみ処理施設建設検討委員会規則

高島市ごみ処理施設建設検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高島市附属機関設置条例（平成26年高島市条例第4号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高島市ごみ処理施設建設検討委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務の細目)

第2条 条例別表に規定する委員会の担任する事務の細目は、次に掲げる事項の調査および審議とする。

- (1) 高島市ごみ処理施設（以下「施設」という。）建設に関する基本構想の策定および諸条件に関すること。
- (2) 施設建設に係る候補地の選定および事業手法の検討に関すること。
- (3) 施設建設に関する基本計画の策定および諸条件に関すること。
- (4) 地域振興策の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員会に委員長および副委員長を1人置き、委員の互選により定めるものとする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。ただし、委員長および副委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、またはこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、または会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、その全部または一部を非公開とすることができる。

(委員の守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密および、施設整備事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委員の任期が終了した後も同様とする。

(開催日時の公開)

第6条 委員長は、高島市の住民が会議を傍聴できるように、会議の開催日時の公開に努めるものとする。

(傍聴の手続)

第7条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議当日に所定の場所で、自己の住所および氏名等を傍聴人受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

2 前項の場合において、委員会は個人情報保護の観点から傍聴人受付簿の適正な取扱いに努

めるものとする。

3 傍聴の申請は、会議開始30分前から5分前までの間に受け付けするものとする。

(傍聴人の定員)

第8条 傍聴人の定員(以下「定員」という。)は、20人とする。ただし、会場の都合により市長が別に定めることができる。

2 傍聴人が定員に達したときは、他の傍聴人は会場に入場することができない。

3 傍聴人が定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。

(傍聴人の順守事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における議事等に対し、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。

(2) 会議の写真や動画を撮影し、または録音等をしないこと。

(3) 静かに傍聴し、会議で発言しないこと。

(4) 職員の指示に従うこと。

(5) その他会議の秩序を乱し、または議事等の進行の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴人が前項の規定に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(傍聴人への配布資料)

第10条 傍聴人には、原則として会議資料を配布するものとする。ただし、第4条第5項ただし書の規定により会議を非公開とした場合または、個人情報に関する資料は配布しないものとする。

(会議録)

第11条 会議録に記載し、または記録する事項は、次のとおりとする。

(1) 会議開催日時および場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 会議の概要

2 会議録は原則公開とする。ただし、第4条第5項ただし書の規定により会議を非公開とした場合にあっては、委員長は会議録の全部または一部を非公開とすることができる。

3 前項に規定する会議録の公開は、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

(報道関係者の取扱)

第12条 報道関係者は、第9条第2号の規定にかかわらず、委員長の許可を得て写真を撮影することができる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

【資料2】

資料2 高島市ごみ処理施設建設検討委員会 委員名簿

(敬称略 順不同)

委員区分	氏名	備考
1号委員 (学識経験者)	委員長 樋口能士	○立命館大学教授(理工学部) ○滋賀県公害審議会 委員
1号委員 (学識経験者)	香川雄一	○滋賀県立大学教授(環境科学部) ○近江八幡市事業者審査委員会 委員
2号委員 (専門的知識を有する者)	副委員長 荒井喜久雄	○公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長
2号委員 (専門的知識を有する者)	柳井薫	○一般社団法人廃棄物処理施設 技術管理協会 会長
3号委員 (関係行政機関の職員)	川崎竹志	○滋賀県琵琶湖環境部 循環社会推進課 廃棄物対策室長
3号委員 (関係行政機関の職員)	井上和也	○滋賀県高島環境事務所 所長
4号委員 (市長が認めた者)	奥野博史	○高島市環境審議会 委員
4号委員 (市長が認めた者)	北村政司	○公益社団法人高島市 シルバー人材センター 理事長

【資料3】

資料3 高島市ごみ処理施設建設検討委員会 開催経過

開催回 (開催日)	主な審議内容	出席者等
第6回 (令和4年11月6日) 公開	・建設検討委員会への諮問 ・評価資料の確認 ・泰山寺区の周辺区・自治会説明会の状況 ・現地視察 ・評価検討、意見交換	委員：8名 事務局：7名 傍聴者：9名
第7回 (令和4年12月20日) 公開	・総評 ・市長に答申	委員：8名 事務局：7名 傍聴者： 名



高環建第30号
令和4年11月6日

高島市ごみ処理施設建設検討委員会
委員長 樋口 能士 様

高島市長 福井 正明



高島市ごみ処理施設の建設等について（諮問）

高島市ごみ処理施設の建設等について、下記の事項を諮問いたします。

記

1 諮問事項

高島市の新たなごみ処理施設の建設等に関すること。

- ・施設建設に係る候補地に関すること。
- ・施設建設に関する基本計画の策定に関すること。

2 諮問理由

高島市の燃やせるごみの処理は、県外に処理委託しており、新たなごみ処理施設の建設は喫緊かつ重要な課題となっています。

これまで公募方式での候補地選定を2度に渡り進めてまいりましたが、2度とも断念しましたことから、市において「安曇川町田中地先（泰山寺区）」を候補地として選定させていただきました。

今回、この安曇川町田中地先（泰山寺区）での新施設の建設等について検討を進めていきたいと考えておりますので、貴検討委員会のご意見を賜りたく諮問いたします。

資料5 高島市ごみ処理施設建設検討委員会 議事概要

第6回 高島市ごみ処理施設建設検討委員会

議事概要

開催日時 令和4年11月6日（日） 午後1時30分～午後4時30分

開催場所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

出席者 【委員】（名簿順、敬称略）

樋口 能士（委員長）、荒井 喜久雄（副委員長）、香川雄一、柳井 薫、
川崎 竹志、井上 和也、奥野 博史、北村 政司

【事務局】

福井 正明 市長、中川 義人 副市長
高島市環境部

傍聴者 9名（報道1名）

会議内容 ◇開会

1. 市長あいさつ
2. 委員長あいさつ
3. 諮問

◇報告等（事務局）

4. 建設候補地を泰山寺区と選定した経緯
5. 建設検討委員会の流れと施設整備にかかるスケジュール
6. 建設候補地の評価資料の確認
7. 泰山寺区の周辺区・自治会説明会の状況
8. 現地視察（泰山寺区の建設候補地および周辺状況の視察）
9. 評価検討・意見交換

- 資料 資料1 高島市ごみ処理施設の建設等について（諮問）
資料2 建設候補地を泰山寺区と選定した経緯
資料3 建設検討委員会の流れと施設整備にかかるスケジュール
資料4 建設候補地の評価資料
評価結果一覧表
資料5 泰山寺区の周辺区・自治会説明会の状況
新ごみ処理施設の整備について

会議録

◇開会

1. 市長あいさつ

市長よりあいさつを行った。

2. 委員長あいさつ

委員長よりあいさつを行った。

3. 諮問

市長より委員長に諮問を交付。

◇報告等

4. 建設候補地を泰山寺区と選定した経緯

事務局より「建設候補地を泰山寺区と選定した経緯」について説明を行った。

委員：説明を全部聞いてから意見や質問するのか、個別に意見を言う方が良いのか

委員：個別に意見を伺う予定をしていたが、説明を聞いてから、疑問が出てくるかもしれないので、後に質問していただいても大丈夫である。

委員：質問することを後で説明していただければと思う。

委員：もう少し説明していただいて、次に行ってしまう方が良いのではないかという意見である。

委員：私はそう思う。

委員：そういった意見をいただきましたが、いかがか。もう少し説明を続けていただいて、後ほど意見をいただくという形で進めさせていただきたいと思う。

5. 建設検討委員会の流れと施設整備にかかるスケジュール

事務局より「建設検討委員会の流れと施設整備にかかるスケジュール」について説明を行った。

6. 建設候補地の評価資料の確認

事務局より「建設候補地の評価資料の確認」について説明を行った。

委員：審議では、要審議という項目があり、単純に点をつけるだけでなく、より専門的な方に話を伺ったりする要審議事項があった。前はそれで、地震に関する評価のところで要審議事項ということになったが、今回その要審議事項というところを振り返ると、1-4の地震災害のところは□であって、今までの△にはなっていないということで、皆様にも確認したいと思うが、要審議事項ということにはならないとみている。次の水害のところは◎なので問題ないかと思う。土壌汚染に関しても◎、文化財に関しても◎で問題ないという感じである。次の搬入道路整備というところ、これが困難であればということであるが、既に2車線道路が整備されているということで、問題なしで、これも要審議事項にあたらないということになる。要審議事項で残っているところとすれば、これから委員の方で評価する1-9の土地の状況である。これは現地視察で委員が判断して、要審議事項かどうか判断するというところになり、説明いただいた既に評価済みの範囲内では要審議事項にあたるようなところはないと思われる。地震の項目は□になっているが、活断層からは一定離れている。問題だったのは活断層の直上に近いところで、建物は揺れには耐震性があれ

ば、建てられるということであったが、今の技術でも、地面がずれてしまっただろうしょうもないということで、あまりにも活断層直上であるということで「不適」ではないかという判断だったが、今回は活断層から一定距離は離れているということで、その地震の揺れとしては震度6強という比較的強い地震が起こることは想定されているが、揺れには十分耐えられる耐震性の施設が建てられれば問題ないのではないかというのは、過去の議論を踏まえた上では、そんな判断を下してもよいというのが私のここまでの意見である。

委員：このスケジュールでやらないといけないわけであるが、工事期間がかなりタイトである。メーカーさん等々のヒアリング結果なのか、これからの検討も入ってくるのか。2年間で工事をやってもらうしかないが、メーカー、ゼネコン、プラントメーカーも含めて、ヒアリング等をやった結果なのか、これからこうしたいので、何とかしてくれというような感じなのか。また電力関係はインフラとして、引込関係は問題ないのか。生活排水も含めて無放流で行くのか、それとも生活排水は浄化槽を設置するのか。

事務局：まず1点目の工事期間が短いのではないかとといった懸念であるが、こちらについては、直近でヒアリングしたわけではなく、前回の基本計画策定の際にメーカーアンケートを取らせていただき、2年半という工期を定めさせていただいたものである。今回、年明け以降に改めて基本計画の審議いただく中で、メーカーアンケート等をして、このあたりを検討していきたいと考えている。続いて電気の引き込みについては、一般の電気の送電線が走っているので、高圧の引込も問題ないと考えている。無放流かどうかということであるが、前回の基本計画と同様に今回、生活排水も含めて、全て場内で排水処理し、再利用するという計画にしたいと現時点では考えているので、基本計画策定の中で審議していただければと考えている。

委員：今、水関係の話があったので、46ページの評価項目3-1で直近のところは、上水道につながっていて心配ないと思うが、先ほどの資料2の説明のところで畑灌事業が必要のようであるということ、台地なので水が不足する場所かと思うので、この用水路はどこから引っ張ってきているのかということ、排水は処理されると思うが、住民の方や周辺、市民の方や琵琶湖への影響を考えると、ここに通っている水道管はどこに排水されるのか答えをお願いしたい。

事務局：46ページの上水道についてであるが、上水道の水源については旧の安曇川町エリアに配水している町の水源地、地下水を引き上げて、全戸に配水している。その水をプラント用水として利用させていただく計画である。

委員：量的には問題ないということか。

事務局：今のところそのように確認をしている。この施設から出る排水については、全て場内で排水処理し、プラントのガス冷却水に使うということを計画している。

委員：最終的に下水管はどこに流れるかということをお願いしたい。

事務局：下水道は集落からもっと西側に集落の排水処理施設があるので、管は集落の中までしか行っていない。下水道は、そこまで繋がっていないので、合併浄化槽を設けて、場内で完結させる予定である。

委員：わかりました。もう一点、予定する施設の前には道路が通っていると思うが、47ページのところで、私が見ている地図が古いのかもしれないが、安曇川駅のあたりから泰山寺の上り口までは県道の安曇川高島線が通っているが、そこからこの施設のところの台地が上がっていく道が、地図で見える限りは非常に狭くて細い気がする。その道路に関してはどういう状況なのか教えていただきたい。

事務局：資料の7ページがわかりやすいので、そちらをご覧ください。候補地の前には概ね5.5mの市道が走っており、この現道を基本に考えていくことになると思う。先ほどの人口重心からの距離で示させていただいた道については台地へ上がっていく、東から入っていく道路を仮に最短距離として出させていただいて、このような線になっているが、実際は東西両方からのアクセスということも考えていかなければならないと考えるので、こういった方法がよいのかというのはまだ現時点では市で一方的に決めることはできない。今後周辺の地域の皆さんへの説明会を通じて検討していきたいと考えている。

委員：行ってみればわかると思うので。台地に上がってくる道が狭くて、離合するときに不便だった場合、市道という説明があったが、市の方でその整備が必要なるということも含めて、想定はしているか。

事務局：おっしゃる通り検討していかなければならないと考えている。

委員：資料の49ページ、周辺の状況、現地を見ればわかると思うが、直近の民家が左の方にあるということと、隣接区との境界の黒い点線ということだが、直近の民家は普通にお住いの民家なのか。それと隣接の黒線の上の部分に整地されたような場所があるが、ここはもう山林の状態なのか。

事務局：資料の28ページで直近の住宅との距離ということで計らせていただいている。実際お住まいのところとの最短距離で170mということで計算させていただいた。49ページの黒の点線が大字境になる。その北側には現況は原野というか、山林になっているが、昔、宅地開発をされたと思われる区画がある。ちょっと上の方であるが、そういったところが近隣ということである。

委員：直近の住宅は、実際にお住まいの普通の住宅なのか。

事務局：こちらの方で馬の牧場をされておられる、その事務所兼住宅である。

委員：資料を見たが、前の2回の内、第1回目が水害の危険ということ、第2回目が直近に活断層が走っているということであった。そういったところを今回、候補地から外したわけであるが、説明を聞いていると今回の候補地は水害の心配、地震の心配はそれほどないということではよいのか。資料4の採点表を見ると、一部委員が評価する項目も残っているが、今までの3カ所と比べて高評価ということで

よいか。

事務局：委員が言われたとおり、前回に比べて、水害リスクはゼロである。次の地震のリスクということで前回議論していただいたが、活断層に近いということで、要審議であった。この51ページの1-4下線で引かせていただいたのが、前回の公募前に決めいただいた事項であるが、要審議ということで、明らかに活断層直上に位置する場合であるとか、個別の懸念が指摘された場合は要審議ということ、改めて専門家の意見を聴いた上で適否を評価するということにさせていただいていたので、今回この要審議ということには事務局としては当てはまらないのではないかと判断をさせていただいたところである。全体的な評価は事務局で入れられるところは入れさせていただいた結果、評価として前回の3地域よりは現時点では高いのではないかと考えている。

委員：前回、現地を見た時はだいぶ雪があり、交通的にも配慮する必要があったと思う。この地域については積雪とか、そういう状況がごみの搬入に影響を与えるか教えていただきたい。

事務局：冬期間の積雪については、確かに平地部に比べれば多いと思う。ただ現在の環境センターにしても除雪をした上で、搬入ができていますので、そういった除雪の体制を整備すれば問題なく搬入できると考えている。

委員：先ほど排水の話があったが、雨水の調整池を整備するとのことであるが、その調整池の排水放流はないということか。

事務局：そうである。他市の事例等を参考にして、当該地では水が不足することが考えられるので、できれば場内での利用を検討したいと考えている。

委員：周辺の状況確認であるが、文化財とか景観にも絡んでくるが、この候補地の周辺にお寺であるとか神社、あるいは遊歩道とか自然観察レクリエーション用の遊歩道、そういったものがあるかないか教えていただきたい。

事務局：ちょっと距離は離れるが、東側の施設へのアクセス道路の近くに田中神社がある。あとそれ以外のレクリエーション的な施設としては、西側に地域の食と農の交流施設である風花の丘という交流施設、市の公共施設があり、500～600mの距離があると考えている。また田中神社の付近は宮内庁管理の継体天皇の御陵がある。公園としては梅の子運動公園があり、こちらも公共施設であるが、地域の運動施設となっている。

委員：道路に関わる話であるが、資料を拝見すると、施設の予定地がだいたい200mの標高だと思うが、台地の下の集落から標高差はどれぐらいになるか。

事務局：約100m標高が上がる。

委員：実際はかなり厳しい坂道になりそうである。実際の道路もそのような感じか。

事務局：実際の道路は傾斜がある。

委員：割と短い距離か。

事務局：登りきるまである程度、距離がある。

委員：これを今日、現地で確認できるということか。

事務局：そうである。

委員：建物の高さはどれぐらいになるのか。

事務局：前回の計画のときに検討していた内容であるが、大体、焼却施設、リサイクル施設の高さとしては20mから25mと想定していた。それから煙突はもう少し高く40mから45mの高さで計画をしていた。

委員：資料に4市のごみ処理施設が書いてあるが、野洲市や近江八幡市は見学に行かせていただいたが、この他市の煙突の高さはどれくらいか。

事務局：記憶があいまいだが、近江八幡市、野洲市は49mの煙突の高さになっているかと思う。草津市は59mか49mのどちらかであると思う。守山市は、景観に配慮されて、30mの高さにされたという話を聞いている。

委員：補足すると、以前は、排気ガスというのが地表に降り注いだが、濃度を少しでも低くしようとして煙突を高くするというのが定番であり、しかも他の法律に引っかからないとなると60m弱ぐらいまで伸ばすみたいなのが定番であったが、今はだいたいばいじんの処理がしっかりしてきている。それから少し景観に配慮して、もう少し低めの見た目に威圧感がないような高さにしようというような流れになってきているというのが現状である。そういうことも含め、この施設をどんな設計にするのかということをもた議論することになる。

7. 泰山寺区の周辺区・自治会説明会の状況

事務局より「泰山寺区の周辺区・自治会説明会の状況」について説明を行った。

委員：やはり周辺住民の方への説明というのは丁寧にやっていただくべきだと考える。事務局も大変な苦勞をされていると思うが、3点質問させていただく。まず資料5の53ページの①番の質問に関して、泰山寺区が候補地に上がったときに、ネットで検索すると、若い農家の方が地域ブランドで作られて、頑張っておられるという情報が出てきた。そういうところに関して地区内では了解は得られていると思うが、再確認になるかもしれないが、住民の方も、周辺地区の方は反対の意見もあったと思うが、泰山寺区内の方の総意としては建設に理解いただいているということでしょうか。

事務局：泰山寺の集落の方から打診をいただき、その後、区で総会もしていただき、総会で誘致の打診をいただいたという所である。集落内に居住されている方においては総意であったということで、受け取りさせていただいた。また、泰山寺区に住居のない方で農家レストランをされている方がおられる。また新規就農の方もおられる。その方々に対しましても泰山寺区の方からその方々も含めまして、説明させていただいたということも確認させていただいている。景観等を懸念されてい

るという声も聞かせていただいているが、概ねやむを得ないという声とやはり景観とか泰山寺ブランドが大丈夫かという懸念の声はいただいている。そのあたりは、市としてもどういう形で対応できるのか、施設整備にどういう対応ができるのか、今後検討が必要と考えている。

委員：地区に関する話になるが、55ページのところの㊾に係るかと思うが、旧安曇川町の歴史の本で泰山寺区についての記述を見ていると、戦後の開拓地として非常に苦労されて開拓された歴史がある。50周年イベントを開催したり、そういう思い入れがある場所だと思うので、その辺りの地域の歴史や、今はどうかかわらないが戦後すぐの引き上げのときには宗教的にも特徴的な場所であったようなので、そういう伝統的なものも含めて、繰り返しになってしまうが、地域の方の理解という点はもちろん、住んでおられる方には今、説明いただいた地区の歴史も踏まえて了解いただけるということでよろしいか。

事務局：地域としても農業をなんとか継続させたいということ、それから先人の方が拓いてこられたこの農地で農業を継続したいという思いを聞いている。そうした中で生命線である畑灌設備の更新については、公共施設を受け入れることでそういったことが解消できるのであればという思いで検討いただいたということであり、市としても泰山寺区やその地域一帯で地域振興が図れるような施設になるように、これから検討を重ねて地域の課題を解決し、親しまれる施設を目指していきたいと考えている。

委員：前回2回の時もそうであったが、地域の中の方は理解いただけたとしても、その周りの方が強硬に反対されるということがあった。特に心配なのが、パワーポイント資料の6ページに、距離はわからないが、北西の方に中野という集落があり、そこは、びわこ台という新興住宅地があると思う。ここに住んでおられる方が、行ってみないとわからないが、景観のこととか、もしかしたらそういう環境に関して意識の高い方がおられて、ちょっと強硬な意見を出されるかもしれないという心配がある。そのあたりで周辺地域の、どこの地区の方かは書かれてないし、もちろんそういうのは書いてはいけないと思うが、その周辺で、今回の計画に対して強硬な反対が出ないかというようなことは、今の段階でいかがか。

事務局：この周辺地域への説明を回らせていただく中で、先ほど申し上げたような意見、例えば景観はどうなるのか、アクセス道路をどうするか、施設が建つことによる環境の影響はどうなのかといった懸念はある。ただ、皆さんの不安や要望を聞かせいただいて、市として対応を検討し、その上で理解していただくというのが市の考え方であるので、説明を繰り返して、なんとか理解いただけるように進めていきたいと考えている。

委員：わかりました。いろいろ大変と思うが、今後も丁寧な説明をお願いします。

8. 現地視察（泰山寺区の建設候補地および周辺状況の視察）

検討委員による現地視察を行った。

9. 評価検討・意見交換

委員：施設整備の支障になるものはないかということで、鉄塔や送電線はないと判断した。周辺道路の災害リスクの確認であるが、周辺に大きな道路被害はなしと備考に書いてあるが、現状での搬入、搬出はできると思うが、災害時の迂回路等については、ルートや道路幅をチェックしていった方が良いと思う。景観については地域に大きな建造物がないので、今の技術をもってすれば問題ないと思うが、景観への配慮は必要だと思う。工事の施工性については地盤等の調査をしてみないとわからない部分はあるが、特に問題ないと思う。地域振興の活用方法は、泰山寺区の区長は地区の地域振興策と施設から出るエネルギーのタイアップを考えておられ、非常に効果的な事業ができるのではないかなと思う。廃棄物についての取り組みについても、地区の特性をとらえており、評価できると考える

委員：先に出た意見以外の部分としましては、道路に関して、一般的に通行するには支障ないかもしれないが、坂の傾斜や、冬の降雪を考えると、道路整備を検討していただきたいと思った。景観に関しては平地でその地面に建てる分には、ほとんど影響ないかと思ったが、建物の場合、特に煙突がもしかしたら周りから見えるかもしれない、そんなに影響ないとは思いますが、建ったことを想定して、周囲360度ぐらいからどのように見えるのか、特により上流側の住宅地からどのように見えるのか整理していただきたい。周辺住民のことで反対があれば、場合によっては議会への対応も必要があると思う。そのあたり丁寧に進めていただきたいと思う。

委員：問題ないと思う。搬入道路が急傾斜、急カーブである。冬場大丈夫かなと思う。他は問題ないと思う。

委員：私も概ね賛成である。道路改良の話もされていたが、将来的な計画として盛り込んでいただいて、余熱を使って消雪やロードヒーティングをして、冬場も対策できるようにしていただけたらよいのではないかなと思う。地盤調査されているかわかりませんが、今の作土をどのように改良するか、どのように盛土をするか懸念するところですが、評価については特に問題ないと思う。

委員：私も搬入路を除いては特に大きな問題ないのかなと思う。

委員：私も搬入路の問題、少し直す必要があるのかなと思う。あとは集落に近いということもあるので、規模的には小さいというものの、できれば熱エネルギーをうまく活用できると集落にとってもプラスになるかなと思う。農村地域の景観であるので、建物の高さ、色など配慮していかないと、泰山寺にあこがれてこられている方もいますので、そういった方への配慮も必要だと思う。

委員：私もほぼ皆さんと同じです。やはり搬入路のところはハード的に今後どう仕上げて

いくか、車が今後どう通行していけばよいのかという所、そういう問題、両方考えていかなければいけないと思う。

委員：言われたようにやはりあの牧歌的な農村で、ああいう雰囲気であり、あれを極力損ねないような、あるいはそれをさらに活かす、その施設を建てると、さらにその雰囲気がよい雰囲気になったというぐらいの建物に、建ててよかったとなるように、今後そういう工夫、コミュニケーションを取りながら進めていけたらよいと思う。施設を建てるにあたって、単にごみ処理施設というだけでなく、防災拠点等の今求められているごみ処理施設としての位置付けみたいなものを考えれば、やはりなかなかみつけない適地かと思う。

委員：意見で委員の方が言われるように、今までいろんな方法を探してきた中で、どんどこんよい場所になっているのではないかと思う。防災拠点でもあるということを見ると、高台にあること、ある程度広い土地であるということ、ただ単にごみ処理施設ではなく、いろんな意味で市の公共施設として使える場所である。

委員：温水を使って、温泉やプール等の施設や、子どもが環境学習できる施設などを作れるとよい。

委員：最近であれば、防災拠点というものもあるが、環境教育の場としても活かされている。普通だとその施設の中に作るが、牧歌的な雰囲気で、農家レストランもあるとなると、その施設の外も含めた何か環境教育の場が作れるのかと思うと夢が広がるという気もする。前向きに考えれば、すごくよい施設が出来上がってくるかと思う。ただ人が頭で考えているだけでなく、地元の方ともコミュニケーションを交わしながら、よい施設を造っていければよいと思う。今までの議論の中で、すごく前向きな施設ができる、夢が広がったというような気分になった。

5. 副委員長あいさつ

副委員長よりあいさつを行った。

以上

第7回 高島市ごみ処理施設建設検討委員会

議事概要

開催日時 令和4年12月20日(火) 午後1時45分～午後 時 分

開催場所 高島市役所 本館3階 会議室9・10

出席者 【委員】(名簿順、敬称略)

樋口 能士(委員長)、荒井 喜久雄(副委員長)、香川雄一、柳井 薫、
川崎 竹志、井上 和也、奥野 博史、北村 政司

【事務局】

福井 正明 市長、中川 義人 副市長(答申)
高島市環境部

会議内容 ◇開会

1. 委員長あいさつ

◇報告等

2. 第6回 高島市ごみ処理施設建設検討委員会の会議録
3. 周辺区の説明会でいただいた主なご意見やご質問とその回答
4. 評価結果・意見交換
5. 答申書(案)について
6. 新ごみ処理施設建設候補地選定評価結果報告書(案)について

◇答申

7. 答申書の手交
8. 市長あいさつ

資料

資料1 周辺区の説明会でいただいた主なご意見やご質問とその回答

資料2-1 評価結果一覧表

資料2-2 委員採点結果一覧表

資料2-3 各委員からのご意見

資料3 答申書(案)について

資料4 ごみ処理施設建設候補地選定評価結果報告書(案)について

◇閉会